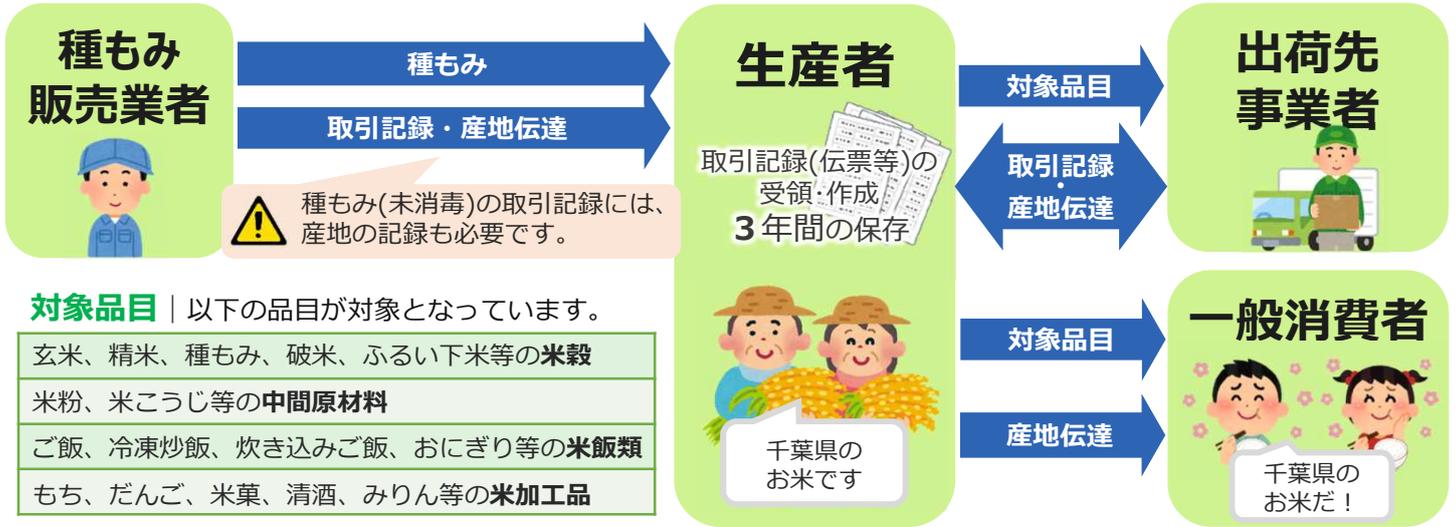


米生産者のみなさまへ

米トレーサビリティ法とは

米・米加工品に問題が発生した場合などに、流通ルートをややくに特定するため、生産から販売までの各段階を通じて**取引等の記録を作成・保存**すること、取引先や一般消費者に**産地情報を伝達**すること、を義務付けるものです。



対象品目 | 以下の品目が対象となっています。

玄米、精米、種もみ、破米、ふるい下米等の 米穀
米粉、米こうじ等の 中間原材料
ご飯、冷凍炒飯、炊き込みご飯、おにぎり等の 米飯類
もち、だんご、米菓、清酒、みりん等の 米加工品

1 取引等の記録の作成・保存 (一般消費者への販売の記録は不要)

米穀等の**対象品目**を購入・譲受・販売・譲渡・移動・廃棄する際には、**取引記録を受領・作成**し、原則**3年間保存**する必要があります。

非食用も対象

記録事項 | 以下の赤字で示した項目が必要な記録事項です。

領収書に限らず、必要な事項を満たしていれば納品書や荷受明細などでも可能です。書面・電子媒体のどちらでも構いません。(複数の伝票の組み合わせでも可)

千葉県〇〇市〇〇町〇〇
〇〇 〇〇 様

伝票No.00000000
〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

下記のとおり、領収しました。

No	品名	数量	単価	金額
1	千葉県産 ぐず米	25kg	XXXX	XXXXX
2				
3				
備考	計 合計			XXXXXX
	消費税			XXXX
	総合計			XXXXXX

〇〇〇〇商店
〒〇〇〇-〇〇〇〇
千葉県〇〇市〇〇町〇〇

TEL 043-000-0000
FAX 043-000-0000

年月日: 搬入・搬出した日

(困難な場合は、受発注日等でも可)

数量: 取引において通常用いている単位

品名: 取引において通常用いている名称

産地: 「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載
(裏面『(注)産地の記録・記載・伝達の注意点』を参照)

取引先名: 取引先の氏名又は名称

搬出入した場所:

搬出入した場所が特定できるような名称及び所在地を記載

用途: 用途が限定されている場合、その用途を記載 (飼料用や加工用等)

- 必要事項が記載された伝票等があれば、それを保存することで、記録・保存の義務を果たしたことになります。
- 伝票等に必要事項が不足している場合は、追記します。
- 伝票等が受領できない場合は、自ら記録を作成します。

チーパくん



2 産地情報の伝達

米穀等の対象品目を販売・譲渡する際は、**産地情報の伝達**が必要です。

伝達方法 | 以下のように、販売・譲渡先によって伝達方法が異なります。

※飼料用米など非食用の米穀については、産地情報の伝達義務はありません。

● 事業者間の産地情報の伝達 (注)

流通業者や外食業者等へ販売する場合は、**伝票等**や商品の**容器・包装**により産地情報を伝達してください。書面・電子媒体のいずれでも可能です。



● 一般消費者への産地情報の伝達 (注)

容器・包装入りの玄米・精米：食品表示法に従って記載

産地、品種、産年が同一であり、その根拠を示す資料を保管している原料玄米の表示例

名称	精米		
	産地	品種	産年
原料玄米	単一原料米 千葉県	コシヒカリ	〇〇年産
内容量	〇kg		
精米時期	令和〇〇年〇〇月〇日		
販売者	株式会社〇〇〇 千葉県〇〇〇〇町△△-△ 電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		

※産地・品種・産年が同一であっても、その根拠を示す資料を保管していない場合は、「単一原料米」と表示することはできません。

単一原料米以外の原料玄米の表示例

名称	玄米			
	産地	品種	産年	使用割合
原料玄米	複数原料米 国内産			10割
内容量	〇kg			
調製時期	令和〇〇年〇〇月〇日			
販売者	千葉 太郎 千葉県〇〇市〇〇町△△-△ 電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇			

※原料玄米欄の「複数原料米」の表示は、「ブレンド米」等、同様の意味（産地・品種・産年が同一でない旨）の用語でも構いません。

欄外表示の例



一括表示欄で表示されていない産地・品種又は産年について、事実に基づき、欄外に表示することができます。

米加工品：容器包装にいずれかの方法により記載

名称	米菓
原材料名	もち米（千葉県産）、食塩

原材料名欄で伝達する場合



容器・包装で伝達する場合

原料米の産地情報についてはお客様窓口へお尋ねください。
☎0120-xx-xxxxx

産地がわかる方法を示す場合

(注) 産地の記録・記載・伝達の注意点

- ① 「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等と記載。
- ② 原材料に占める割合の重量の多い順に記載。
- ③ 産地が3カ国以上ある場合には上位2カ国のみ記載し、その他の産地を「その他」と記載可能。
- ④ 米飯類 もちだんご 米菓 清酒 単式蒸留焼酎 みりんについて、最終的な一般消費者販売用の容器・包装に入れられ、当該容器包装に産地が具体的に明記されている場合は伝票等への産地の記載は不要
- ⑤ 食品表示法において定めのある玄米・精米及びもち(米穀の重量割合が50%以上であるものに限る)は、同法に従い、表示してください。

注意

- 庭先集荷業者に米穀（ふるい下米を含む）を販売する際にも、取引記録の作成・保存、産地情報の伝達が必要です。
- 水田所有者に、米穀（ふるい下米を含む）を水田借地料として譲渡する際にも、産地情報の伝達が必要です。

水田を借り受けた者が水田の所有者に対して、借地料として、水田所有者の自家消費用として米穀(ふるい下米を含む)の譲渡をする場合、当該水田所有者は一般消費者と考えられ、借受け者は産地情報の伝達が必要です。【米トレサ法Q&A Ⅱ生産者編(問7)より】

義務取組

- 取引等の記録の作成・保存
- 事業者間の産地情報の伝達
- 一般消費者への産地情報の伝達

義務違反があった場合

- 50万円以下の罰金
- 50万円以下の罰金
- 勧告・命令 当該命令に従わない場合、50万円以下の罰金



米生産者のみなさまを含め、米・米加工品に関わる全ての事業者が取組を行う必要があります。詳細は、県や農林水産省のホームページをご覧ください。下記窓口へお問合せください。

お問い合わせ先 千葉県農林水産部環境農業推進課食品表示班

☎ 043-223-3082